

一般廃棄物処理業
~~浄化槽清掃業~~ 許可~~（許可更新）~~証

勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男 様

笠間市長 山口 伸樹



令和 7 年 1 月 28 日付けで申請のあったことについて、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 18 条の規定により、次のとおり許可する。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集、運搬及び 処 分 の 別	収集、運搬（積替保管を除く）
営 業 の 区 域	笠間市（笠間地区、友部地区） ※ただし、常磐自動車道・友部サービスエリア及び北関東自動車道・笠間パーキングエリアにおいて発生する、ごみの収集運搬、及び株式会社カッタから発生する焼却灰の運搬に限る
搬 入 の 場 所	（株）カッタ（ひたちなか市高野 1968-2） （一財）茨城県環境保全事業団（エコフロンティアかさま）
許 可 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
許 可 条 件	・ 車両に営業の区域、許可番号及び社名を表示すること。 ・ 関係法令を遵守するとともに、市の指示に従い一般廃棄物を適正に処理すること。 ・ 実績報告書を翌月 10 日までに資源循環課に提出すること。
備 考	許可番号 第 51 号 使用車両 別紙のとおり